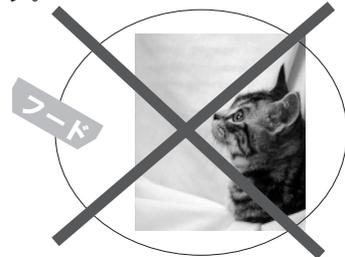


野良猫問題 マナーが問われています

地域において、ふん尿被害や迷惑行動により苦情が出ています。

平成25年9月に施行された改正動物愛護法により「飼い主の終生飼養」が明確化され、都道府県等（保健所等）は「終生飼養の原則」に反する引取りを拒否できることとなりました。また、野良猫などにエサを与える行為は、事実上の飼い主とされ、同様の扱いとなります。野良猫を減らすためにも、皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆野良猫

○むやみにエサを与えないで！

- ・猫は1年間に2回程度妊娠し、1回の妊娠で5匹前後の子猫を産むと言われて
います。むやみにエサを与えることにより、野良猫の妊娠を促すこととなります。
- ・野良猫などにエサを与える行為は事実上の飼い主とされ、周辺住民とトラブル
になった事例がありますので注意が必要です。
- ・生まれた子猫が無惨な死を迎えないためにも、むやみな餌やりはやめましょう。

◆飼い猫

○猫を捨てないで！

- ・誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで捨てないで下さい。
捨てられた猫は野良猫となり、周辺住民に迷惑をかけることとなります。
- ・法律により100万円以下の罰金に処せられます。

○避妊・去勢手術をしましょう！

- ・避妊・去勢手術を受けないで屋外に出してしまうと地域の野良猫が増え、生活環
境を悪化させてしまいます。

○屋内飼養に努めましょう！

- ・近所のお庭を荒らしていませんか。
- ・鳴き声がうるさくありませんか。
- ・ふん尿を他所のお家でしていませんか。
- ・避妊・去勢手術をしても、周辺住民に迷惑をかけていることがあります。

○飼育管理はしっかりと！

- ・飼い猫に与えたエサでも、野良猫やカラス、ネズミのエサになる場合があります。
また、ハエなどの害虫も集まり不衛生になることもありますので、エサの管理を徹底し
ましょう。
- ・地域には、猫を好きな人もいれば、嫌いな人もいることを十分理解して下さい。
飼い猫と猫が嫌いな人が安心して暮らせる生活環境を作りましょう。

■お問い合わせ

産業建設課環境衛生担当 電話 56-2173

大切な資源 ごみのこと



生ごみの分別収集について のお願い

平成29年6月27日（火）、占冠村から搬出された生ごみの中に写真の「金属類（スチール製ナイフ）」が混入しており、環境衛生センターの生ごみ破砕機が故障する事故が発生しました。



この事故を受けて、後日生ごみの開封調査を行ったところ、ビニール類、割りばしなどの混入も発見されました。



環境衛生センター施設の修理・点検には多大な労力と多額の経費が必要になりますし、富良野圏域約2万件の生ごみ搬入ができなければ非常に大きな問題となります。

生ごみの分別については、皆様のご協力により大半が適正に行われていますが、一部不適切な方法で分別しているケースも見受けられましたので、分別の内容を再確認していただくとともに、生ごみ以外の異物は絶対に入れないようご注意ください。

～必ず守ってください～

- ・十分に水切りをしてから、生ごみ専用指定袋に入れる。
- ・指定以外の袋（レジ袋・ビニール袋など）は使用しない。
- ・生ごみ以外のもの（ビニール類・ラップ・水切りネット・調味料パックなど）は絶対に入れない。

■問い合わせ

産業建設課環境衛生担当 電話 56-2173